

議 事 録

日 時：令和6年3月25日（月）10：00～12：00

会議名：令和5年度第3回 福知山市住所等に関する検討会

目 次 協議事項 (1) (2)

・事務局説明 P1～8

・質疑応答 P8～17

報告事項

・事務局説明 P17

・質疑応答 P17～19

1 開会

事務局： 本日は、最後の検討会となります。本日、御協議いただきますのは、本市における住所表記の方針や変更のための要件を示した「住所表記の変更に関するガイドライン案」です。こちらは、1月に開催しました第2回検討会で「住所表記の変更に関するガイドライン骨子案」を出させていただきまして、その際にいただいた御意見を反映して作成したものです。それぞれ皆様の御専門の分野や、住民としての視点から御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

2 協議事項 (1) ガイドライン概要案、(2) ガイドライン案

事務局： 資料1をご覧ください。福知山市の住所表記の変更に関するガイドライン概要案です。資料2のガイドライン案の内容を図式化したものです。

まず、住所表記の方針については、市民ニーズを踏まえて、当面は市全域を対象とした住所変更は行わず、要望があった時に対応するとしています。実際に要望が出て実施に至った地域があれば、その効果等を踏まえて方針は見直していくようにします。

右の表は、実施手法による主な負担等ということで、住居表示と町界町名変更（地方自治法）の2種類の実施手法において負担をまとめています。住民と事業者を関係人としています。

住居表示では、市においてはシステム改修や説明会の費用、街区表示板等の維持管理費の負担があります。関係人においては、各機関での住所変更手続きや新築・増改築時に住所を確定するための届出の負担を伴います。

町界町名変更では、市及び関係人においては、合筆などの土地整理時の支障が考えられます。市においては、システム改修及び説明会費用等、関係人においては、各機関での住所変更手続きの負担を伴います。

次に、手続きの流れ及び変更要件等ということで、ガイドラインに基づく住所表記の変更手続きの流れを説明させていただきます。

まず、1番最初は「相談」と記載しているところです。要望者から市が相談を受ける、というのがスタートになります。要望者については、変更区域内の住民としています。なお、開発事業者による住所変更の変更要件というのは、今回は別に定めるということで、あくまでも今回は住民からの要望に基づく内容としてガイドラインを作っています。要望者から相談を受けて、市と要望者で事前協議として、住所表記の変更要件や支援事業などを説明します。

要望者においては、住所表記の変更要件が4つあります。

まず、変更要件の1つ目は変更区域についてです。対象区域は4つあります。市街化区域、市街化区域に隣接している区域、住宅供給を目的に開発された一団の区域、工場や事業所等の立地のために開発された一団の区域の4つです。次に変更する範囲です。周辺の行政区や自治会と比較して同規模以上の範囲で変更に対応するとしています。詳細な範囲は街区単位ということで、基本的には公共的な道路や河川などで区切られた範囲で確定したいと思っています。

次に対象外地域です。対象区域ではない区域は対象外とします。土地区画整理地内等については住所が整理されたところですので、対象外とします。また、山林についても対象外としています。

次に、住所表記の変更後も変更のない区域です。行政区、自治会で定めている自治会の区域、学校の通学区域、ごみの収集、これらは住所表記が変わってもなんら変わりはありません。

変更要件の2つ目は新町名です。新しい町名は、自治会名などの既存の名称への統一ということの基本としております。

変更要件の3つ目は地域内合意です。地域内合意は2つあります。どちらも満たす必要がありますが、まずは関係人に関する合意です。変更区域内の住民及び事業者において多数の合意が必要になります。地域内合意については、要望者のみで住所に関する説明をするのは非常に難しいと思いますので、相談のあった地域には、まず、市の方で「支援事業」として説明会等を開催させていただいて、地域に入っていきたいと思っています。説明会では、住所変更をするとどういったメリットやデメリットがあるのかというのを、まず知っていただく必要があると思っています。関係人の合意に加えて、もう一つの合意である自治会の承認が必要です。これは、関係人の属する自治会において承認をいただくようにしております。

変更要件の4つ目は要望書の提出です。これは要望者で作っていただくもので

すが、要望する理由、新しい町名、変更区域、実施手法、地域内合意に関する資料と、これらの資料を整えていただく必要があります。要望書の提出を受け、市の方で次の作業にかかっていくという風に考えています。

次に、福知山市の要望書の確認です。要望書の提出を受けましたら、市の方で、関係人と不動産の所有者に対して意向調査を行います。

次に、意見聴取・実施可否の決定ということで、法務局、郵便局等へ意見聴取を行います。また、意向調査結果の説明会も開催し、要望者と変更区域や実施手法について合意が取れましたら、実施の可否について判断をします。

最後に、実施するとした場合は、議会への議案提出、変更の告示、施行ということで、実際に住所が変わっていく流れとして想定しています。

次に資料2になります。資料1のガイドライン概要案の詳細になります。ガイドライン案を部分的に読み上げながら説明させていただきます。

まず、このガイドライン案の目次ですが、第1章は本紙における住所表記の方針等ということで、住所表記の方針と市と関係人の負担、あと住所表記の変更を検討する時期というのを明記しています。第2章は、住所表記の変更の要件等として、変更区域、新町名、地域内合意に関すること、要望書の提出や支援事業について説明しています。第3章の手続きの流れについては、本市で行うことの流れを書いています。要望者との事前協議、要望書の確認、意見聴取、議会への議案提出、変更の施行です。第4章では、住所表記の変更に伴う関係人の手続きということで、住所が変わると影響してくる手続きはどのくらいあるのか、ということ整理しています。市役所などが職権で変更するもの、また自動的に住所が変わった書類が届くもの、そして住民の皆様には住所変更の手続きが必要なものを書いております。

はじめに、ということでこのガイドラインの前提部分になります。読み上げて説明をさせていただきます。本市において正式な住所とは、住民票に記載された住所です。その表記方法は、本市では不動産登記における地番区域の大字名と地番を組み合わせた表記に基づいています。また、土地区画整理事業等に合わせて住所表記を変更した事例はありますが、それらの住所においても表記方法は同じです。

一方で、明治以降、著しい人口増加などにより、地番区域と地番による住所の特定が困難となった都市部では、地番とは別に街区単位で建物の住所表記の方法を決定する制度「住居表示制度」が実施されていますが、本市では実施していません。

本市の住所表記においては、住民票に記載される広域な字名の中に、複数の自

治会があります。自治会名は、字内における場所の特定に役立ったり、郵便番号が設定されたりするなど、社会生活に根付いています。しかしながら、自治会名は正式な住所の表記ではないため、官公庁の手続きなどでは原則使用できず、住所の表記を使い分ける状況があります。

令和 5 年度に実施した市民ニーズ調査では「字名では場所の特定が困難なため、自治会名を使用している」「ウェブサイトの郵便番号から住所を検索するシステムで字名が入力できない」など、場所の特定や手続きに支障があることが明らかになりました。また、住所表記を変更したいニーズは地域全体では低かったものの、地域差があることも分かりました。

市民ニーズ調査結果を踏まえて、住民の生活において住所表記により生じている支障を解消することを目的に、本市ではガイドラインを策定し、本市における住所表記の方針や住所表記の変更にかかる手続きの内容を示しています。

【第 1 章 本市における住所表記の方針等】

4 ページをご覧ください。第 1 章本市における住所表記の方針等です。

1 用語の定義について説明します。「街区」とは、道路や河川など公共的な施設で囲まれた区域をいいます。「要望者」とは、変更区域に居住している住所表記の変更を希望する者をいいます。自治会や特定の団体を指定しているものではなく、そこに居住している人であれば、どなたでも要望者になりうるという風になっています。「市街地」とは、市街化区域、市街化区域に隣接している区域、住宅供給を目的に開発された一団の区域及び工場や事業所などの施設の立地のために開発された一団の区域をいいます。「関係人」とは、変更区域内の住民及び変更区域内で恒常的に事業を営んでいる者をいいます。「字等」とは、地番区域における大字をいいます。「行政区」とは、住民票における行政区をいいます。

2 住所表記の方針です。アンケート調査の結果では、今後の住所表記について、全体の 68%の人が「今のままでよい」と回答がありました。住所表記の変更については、住民の理解が必要であることから、当面は全市域を対象とした住所表記の変更は行わないこととします。一方で、今後の住所表記について、全体の 32%の「変えたい」との回答を地域別に分析したところ、地域差があり、高いところでは 50%の地域があることも分かりました。地域によっては、配送などの不便さから変更のニーズが高い地域があることから、要望者から住所表記の変更要望があった場合には、本ガイドラインに基づいて対応していくこととします。

第 2 回検討会で「計画への位置付けまたはモデル事業として、市の働きかけで進めるべき」というご意見もありましたが、関係する住民の負担がとても大きいこと、現時点では全体のニーズが低いことから、市が無理に進めるのではなく、住所について説明会等を通じて理解を深める中で、ニーズが高まれば実施していくようにしたいと考えております。

字天田などの住所表記により住民生活に支障が出るのが想定される区域において開発を行う事業者からの要望については、このガイドラインとは切り離して、別に変更要件を定めます。今後は、要望に基づいて実施する住所表記の変更事業を実際に実施した場合には、その効果等の検証などにより、住所表記の方針について適切な時期に見直しを行いたいと思っています。

3 住所表記を変更する実施手法については、少し内容を割愛して説明させていただきます。5 ページをご覧ください。住居表示については、住居表示に関する法律に基づくもので、これは住所のみ変えるものになります。町界町名変更とは、地方自治法第 260 条に基づいて土地の名称から変更しますので、土地と住所が変わるといのが大きな特徴になります。ただし、町界町名変更について、土地の利用については様々な課題があることが多く、土地区画整理地内や近年の地積調査事業完了地区以外の区域、これはほとんどの区域がそれに該当すると思いますが、境界や位置が不明確なもの、道路内に個人の土地があるものなどがあります。これらの課題を抱えたまま土地の表示まで変更するという事は、別の問題が発生する恐れがありますので、町界町名変更の採用については慎重に判断する必要がありますと考えています。

第 2 回検討会で、この実施手法について委員の方からもご意見がありました。実施手法については、これまで地方自治法第 260 条による町界町名変更のみとしていましたが、地域によっては住所変更により土地について別の問題が発生する可能性があることから、住居表示の実施手法も取れるようにしています。

4 住所表記の変更に伴う主な負担です。

まずは、共通事項として、住居表示、町界町名変更いずれにおいても発生する負担になります。

まず、本市においては、住所表記の変更に伴うシステム改修費、地図作成などの業務委託費や説明会の開催にかかる諸費用などの負担があります。

関係人においては、住所表記が変更されると、様々な機関で登録している住所について住所変更手続きが必要になります。住所表記の変更を証明する「住所変更証明書」というのは本市において無料で発行できますが、それを使用した手続きにかかる時間的、経済的な負担については住民負担となります。また、不動産登記簿の権利部や商業登記簿に記載された住所についても、住所変更登記の手続きが必要です。特に事業者においては、パンフレットなどの印刷物、封筒、名刺、ホームページなどの住所変更も必要と考えられます。

次に 6 ページをご覧ください。住居表示を実施した場合の負担です。

本市においては、住居表示を実施した場合、街区表示板や住居番号表示板を設置するため、維持管理費などの財政負担が生じます。

関係人においては、新築や増改築を行った時に、本市に対して住居表示の届出

を行う必要があります。この届出により、本市が住居番号を付番することで住所が確定することになります。

次に、町界町名変更を実施した場合の負担です。字名が変更されると、土地の調査に時間を要したり、合筆ができなかったりするなど、土地の整理等において今後、支障が生じる可能性があります。

5 住所表記の変更を変更する時期です。住所表記により支障が生じているかどうかは、その地域の住民が最も感じていることであるため、住民等の要望に基づいて住所表記の変更を検討することとします。具体的な時期は、要望者から要望書の提出があった時、本市において要望内容の確認を行います。

【第2章 住所表記の変更の要件等】

第2章は住所表記の変更の要件等です。

まずは、1 変更区域についてです。

対象区域は市街地を対象とします。また、変更区域及びその周辺の区域で、字等の区域に影響を与える都市計画事業の予定がなく、換地処分を伴う開発行為が行われていない地域であることを条件とします。特にこういった都市計画事業等が予定されていない地域を対象とします。

次に2 変更する範囲です。変更区域は街区単位とし、かつ単一の字等である場合に限ります。複数の字名を同時にというのは、現段階では予定していません。また、簡明な境界線をもって区画された字等が一団として形成されていて、周辺の字等や行政区と比較しても人口や面積が同規模以上となる範囲とします。5 件や10 件などの小規模な範囲で変えるということについては今回対応はしないこととしています。ただし、字等の一部を変更するときは、変更後に属する字等または変更後の字等を、周辺の字等や行政区との比較の対象とします。その場合、変更後に属する字等の表記が行政区や郵便番号の町域などと統一が図られている場合に限るものとします。具体的な範囲については、行政区や自治会の区域、郵便番号の町域やその一団としての歴史的な経緯などの情報を参考にしながら、その地域の状況を考慮します。

次に7 ページ、3 対象外区域です。対象区域以外の区域及び土地区画整理地内などの住所表記が整備されている区域並びに山林については、住所表記の変更の対象外とします。山林については、地目等で判断します。

要件の最後、4 住所表記の変更後も変更のない区域です。行政区について、行政区名は、一部の行政区を除いて自治会名と同じです。住民票の行政区欄に記載されていますが、住所表記の変更によって行政区が変わるということはありません。自治会の区域は自治会で決められていますが、住所表記が変更されても自治会の区域に変わりはありません。次に通学区域ですが、通学区域は行政区に基づいて決定されているため、こちらの変更はありません。ごみの収集についても、住所表記の変更によってゴミの収集日や集積所に変更はありません。

次に2新町名についてです。新しい町名は、自治会や自治会名や郵便番号の町域など、既存の名称への統一を基本とします。

次に8ページ、3地域内合意です。関係人においては、住所変更手続き等による時間的、経済的な負担を伴うことから、一定程度以上の地域内合意が得られている必要があります。次に掲げる事項を全て満たし、かつ、顕著な反対が見られなければ、地域内合意が得られたものと解されます。

1 関係人の合意です。要望書の提出、つまり住所表記を変更することについて、要望者が関係人に対して行う意見の調査等により、多数の関係人の合意が得られていることが必要です。この調査については、本市が説明会等の開催により合意形成の促進を図ります。

2 自治会の合意です。関係人が属する自治会において総会等の議決が得られていることが必要です。議決の方法は、その自治会の規約で定められた方法でよいとしております。また、隣接する自治会の名称を新町名とする場合には、その自治会において総会の議決が得られていることが必要です。

4 要望書の提出です。要望者による要望書の提出が必要です。要望書には、変更の理由、新町名や変更区域の案、また添付書類として地域内合意に関する資料として、住所表記について変更を望まない人もいらっしゃるかと思いますので、そういった方の対応記録などの作成も求めます。

5 支援事業です。本市においては、住所表記の変更にかかる説明会の開催等により、関係人の方が住所表記を変更するかしないか判断するための支援をさせていただきます。

【第3章 手続きの流れ】

第3章は手続きの流れです。これは本市の手続きの流れになります。

1 要望者との事前協議では、要望について市が相談を受けた時は、住所表記の変更に必要な手続き及び支援事業について、市と要望者で情報共有を行います。

2 要望書の確認では、提出された要望書について、本市において要望書の内容の確認をします。適正と認められた場合には、本市において、関係人及び不動産の所有者に対して、要望内容に対する意向調査を行います。意向調査後は、調査結果を周知するための説明会等を開催します。

3 意見聴取、実施可否の決定では、法務局や郵便局などの関係機関に意見聴取を経て、本市において住所表記の変更について実施の可否を決定します。実施可とする場合には、本市が実施する変更区域や実施手法について要望者の合意が得られている場合に限ります。

4 議会への議案提出、変更の告示・施行について、いずれの実施手法においても、住所表記の変更には議会の議決が必要です。議会の議決が得られれば、速やかに告示を行い、概ね1ヶ月後に変更を施行します。

【第4章 住所表記の変更に伴う手続き等】

最後の章です。第4章 住所表記の変更に伴う手続き等です。住所表記の変更に伴う手続き等について、主なものを例示しています。市役所などが職権で変更するため住所変更手続きの必要のない手続きと、そうでない手続きがあります。詳細な手続きの内容については、実施日に改めて示すこととしています。

1 市役所、法務局などが職権で連行するものです。主なものとして、市役所では住民登録、いわゆる住民票のことです。また、印鑑登録の住所も市役所で変更します。

2 新しい住所に書き換えた通知、証書等が自動的に送付されるものということで、国民健康保険証などがそのものに該当します。

3 皆様に住所変更の手続きをしていただくものです。以下に記載するものは、法令等により皆様に住所変更の手続きをしていただく必要があるものです。これまでに個人で契約されたものは全てが対象となります。一部を除いて手続きに明確な期限はありませんが、重要なお知らせが届かないなどのトラブルが起こる可能性があります。トラブル防止のために早めの手続きをおすすめしております。手続きには住所変更証明書が必要となる場合があります。証明書の請求には専用の申請用紙が必要です。証明書は、市役所市民課各所窓口にて無料で発行します。ということで、手続きが必要なものを挙げております。主なもので、運転免許証やマイナンバーカードが該当します。また、個人の契約では、携帯電話やインターネット契約、保険契約なども考えられます。また、登記の関係では、会社や各種法人の本店、支店の所在地、代表者等の住所、また、土地建物など不動産の所有者の住所欄が対象となってきます。資料1と資料2についての説明は以上です。

協議事項 (1) (2) の質疑応答

委員： 8ページ。地域内合意の中に関係人と自治会の合意があるが、関係人の合意については、関係人は自治会に属しているの、最終的な自治会の合意があればよいと思う。関係人の合意があってもあまり意味の無いことになってしまう。

委員： 自治会に入っていない場合として法人などあるが、実際に生活している住民のための話なので、自治会の総会の方が優先すると思う。

事務局： 表現は悩んだところ。全員が自治会に入会されていて、法人も個人事業主なら個人で入会されていたら、イコール自治会で良いと思いますが、恐らく地域によっては自治会に入会されていなかったり、単に事業所があるということもあ

りますので、そういった方々の合意も取っているという意味で書かせていただく。
委員： 認可地縁団体になっている自治会も多い。構成員としては住民しか入らないので構成員の合意は自治会の合意になる。エリアとして自治会の合意ももちろん必要だと思うが、それ以外の方の意思の取り方はどうなっているのか。

事務局： 説明会は自治会の会員向けではなくて、その地域の方全般を対象にすることを想定しています。何も知らされないまま自治会の合意だけで決めていくのではなく、その合意形成にはやはり会員かどうかに関わらず、その地域の住民には事前に説明があるべきだと考えています。

委員： それはそれで考えていただいたら良いと思う。

まず資料1で、法務局と郵便局への意見聴取があるが、ここに裁判所も加えた方がよい。なぜなら、裁判所は住所と名前をもって訴状を送りますので、もしも住所が変わったら、速やかに連絡しないといけない。連絡が取れないことで時効の中断ができないなどが考えられる。裁判所は、郵便局の職員を送達人とみなしていて郵便局との連携が強い。

次に、資料2の44ページ。第4章の要望書は、自然人だけで法人は含まないということか。

事務局： そうです。

委員： 法人は個人よりたくさん不利益処分になる。車の住所などいろいろな住所を変えないといけない。影響も大きいのでどうなのかなって気がした。

最後に、これは要望があればやりますよということですか。68%が今のままでよいというアンケート結果がもとになっていますが、市は受け身ですよ。議会の中で市議会議員が質問したように、長年かかっている案件ということで、この結論でいいのか、と思う。要望があればやるというのは、結局やらないことと同じだと思う。私も自治会長をやったことありますが、自治会としてはやりたくないですよ。なぜなら住所を変えたらお金とかの住民の負担かかるから。トップに立つ者は負担がかかることはやりたくないもの。普通の人は要望しませんよ。どうやってこれを進めるのか、それは行政ですよ。このガイドラインなら議会対策としては十分ですよ。これでは、逃げているように見える。そうではなくて本当にこの舞台を進めるなら、例えばこの街区で、1か所なり2か所を選定して、自治会にもお願いして取り組んでいくようなことでないと、前に進まないと思う。

それから、必要な経費には市が助成金を出すようなこともやっていかないといけないと思う。住所変更登記1件に対して1,000円とか、災害復旧みたいに4割、7割、8割補助するとか、そういう財政手当しないと誰も動かない。普通の人からしたら5,000円とか1万円とは大金ですよ。

事務局： 住所を順番に変えていくことだけがゴールではないのかなというのもありまして、実際に住所の使い分けをされてる方で「困っていない」というアンケートもある中で、全部を変えていくということは前提ではなく、やはり、住所が変わるとこういったことが起こるというのを理解した上で、それでも今後のために今変

えるべきという声地域の中で高まれば、市として対応したいと思います。

委員： だから、それではどこも出てこないって言っている。住民からはやってほしいということは絶対言わないですよ。

委員： 駅前町にも複雑なところがあるじゃないですか。

事務局： おっしゃるとおりだと思っています。今はドアを作っただけなので、開けるためには、やはり誰かに声をかけないと、というのはもちろんあると思います。

一方で、先ほどから申し上げていますように、一方的に市でやりますということまで私たちの中でもまだまだそういう機運が整っていない。正直、市役所の関係部署ともこの間調整を重ねてきました。例えば、区画整理事業の場合は目に見えるものがある、土地の調整も含めて全てのことをやった上で、最後の仕上げに住所の話が出て来る。そういう意味では関係者の方も見やすい形ですが、今回その住所をどうするかという話。変えるかどうかについては、区画整理事業とは手順が違います。また、私たちも含めてですが、どこまで市民の理解を得られるかなということも、正直、アンケート結果も踏まえています。その中で、方針としてぼんやりとした言い方、6ページだと思いますが、まずやってみないと私たちもその規模感、予算も実際どのくらいかかるのか、どんな積算をすれば出せるのかということも、あまり素材が無い状況でもあります。市民にとってもどれだけの影響があるのかというの、恐らくあまり想像がつかないのではないかと思います。まずは1か所、2か所とできることによって、今後の方針も理解得られやすくなるのかなという風に思っています。今の段階で全部ということを出すのはできないと判断しています。ただ、絶対やらないという気持ちで、今回も挑んだわけではないので、それこそおっしゃっていただいたように、まずはやってみないと分かりませんので、こういう書き方をしています。

委員： 検討会は税金使って、集まっているわけですから、無駄にしないためにもまずは1か所やってみるという方法を示してほしい。どこかの自治会に説明して話を進めてほしい。そして、市が市民に対してどこまで財政負担ができるかという話になります。これは個人負担ではちょっと無理だと思います。

例えば、実費分は市が負担するということです。住民票の取得は無料ですが、登録免許税があると思う。

委員： 駅前町が複雑な状況になっている。区画整理事業が済んだところはよいが、同じ自治会の区域の中に、字天田が残っている。駅前町の場合は、住所の問題を抱えている区域がコンパクトになっているので、まずはその町名を統一することで、やってみたらどうかと思います。先ほど言われたように、行政としてはあまりしたくないという風に見えますが、そうは言ってもそれは目的達成のためにやらないといけない。地域住民としては駅前町になっていない所を整理してほしいという意見が多いです。一度、そういった事例ができれば次も進めやすいのではないかなと思いますので、一度モデルケースとして考えてもらうのも一案かなという風に思います。

事務局：今の駅前町の例で言うと、すでに区画整理事業が実施されたエリアは除いて考えていただいたらよいと思う。つまり、残った街区として道路などで区切られた区域が明確になっているという意味で、想定しながら作ったつもりです。

委員：その方向で進めてもらうのがよいと思う。

事務局：そうですね。いきなり要望書を出せと市が言うのではなく、実際には市からも相談しながら進めていくということになると思っています。

委員：駅前町の場合、変えたい地域からは委任状を全てもらっている。町名変更については地籍調査が終わって全員からいただいた。待ちの状態です。そのような中で、市が大字を解消するという市民ニーズ調査をやって、今に至るのであって、駅前町では区画整理から外れた地域の人全員から委任状を書いてもらっています。地籍調査事業が完了したら町名を変更すると。その部分については、私的な言い方になりますが、実施してもらわないといけない状況にある。そういう状況なので、ある意味要望をすでにいただいている状態でもある。

事務局：そういったご相談をいただいている地域については、市の方から関わっていきこうと思います。実際には「支援事業」と大層に記載していますが、そういう意図でやりたいなと思っています。

委員：話は戻りますが、資料2について、これは普通の人には読みません。資料1も分かりにくい。僕らが見た時に分かりにくいので、一般の人は、全く理解できないと思います。なんとかできませんか。

事務局：わかりました。

委員：資料2ガイドラインの変更区域について、質問です。6ページ、第2章1(1)の「都市計画事業の予定がない」というのは、具体的にどういうことですか。

事務局：都市計画事業が行われているすぐ横で、住所表記を変更するというものは対象としていません。都市計画事業との調整において混乱が出る可能性がありますので、基本的にはまずは何も都市計画道路などの事業の予定がない地域を対象にしたいという意味で付け加えています。

委員：公園を作ったり道路を作ったり、そういうことですか。わかりました
土地家屋調査士の立場としては、前回の第2回検討会で意見を出させてもらって住居表示は実施しない状態でしたが、それは調査士の立場からすると、町名変更はかなり負担が大きいと思います。懸念をしていましたが、事業実施の選択肢に住居表示も入れてもらえたので、我々としては良かったなという風に感じています。

そこで、この実施方法については、住民ニーズによって判断されるのですか。

事務局：はい。

委員：では、例えば自治会が調整されて住所表記の変更が実施してほしいとなればす
るということか。

事務局：はい。

委員：では、意見聴取の部分に法務局があるのですが、これはもっと早い段階で調整

された方がよいと思う。町名変更があるということを考えないと。基本的に戻せなくなるので、過去にあったミスを直せなくなれば、土地の資産価値は下がってしまいますし、権利にも関わってきますので、それは非常に慎重にやっていただきたいという風に思います。

そもそも住所というのは、その土地の地番の上に住んでいる人や建物というものを、地番を使って表示していたものであるはずなのに、住所がわかりにくいからその土地自体を変えてしまうというのは、僕はちょっと違うと思います。ですから、町名変更よりも住居表示を、あくまで住所を分かりやすくするという法律に基づいてやっていただきたいというのが私の意見です。

委員： やはり強制力がすごくあることなので、そのニーズは慎重に判断すべきだと思う。住所変更をしたときの不利益というのは現実に出てくると思います。

委員： 資料1について、開発事業者による変更要件と書いてありますが、変更する区域内というのは、その地域住民の発議、例えば自治会があります。その地域において開発業者というマンションの建設などがあると思うが、その開発業者が地域に入って行って住所表記の変更をするというようなこと想定しているのか。

事務局： そうではありません。ここで想定しているのは、例えば新たに山を切り開いて住宅を造成する時に、例えば字天田の表示のままだと、その後郵便番号の表示と合わないという支障が簡単に予想されるので、そういったところを区画ができた段階で住所が〇〇が丘などの住所の使い分けをしなくて済むような表記になればいいことだと思っている。ここでは、そういう新しい場所というのをイメージしています。住宅ができる前の段階でも、住所が整理できるような方法もあると良いなという風に考えています。ただ、それはどういう規模の場合にするのか、例えば、5件10件ですると、非常に対象が多くなりすぎますので、基本的にはもっと大規模な範囲で開発される場合に住所表記を変更できるような方法を要件として定めようと考えています。

委員： 資料1について、その話は変更要件に関することなので、要望者の枠ではなく住所表記の変更要件の中に入れるべきではないか。

事務局： はい。そのようにします。

委員： ここで概論的な話で一つと、初歩的な話で一つあります。

概論的な話では、今先生方からもありましたが、結局市役所がどうしたいのかという話で、当然ながら住民の要望とかでそのメリットとデメリットをお伝えしながら住民の要望の高いところをやっていくということは分かります。そうでないと実際にはやりにくいですから。優先的に要望があるからやりますという設定は理解できるのですが、やはり市として将来、これから10年20年30年40年と続いていくわけですが、福知山市がどういう姿勢を引いておくべきか、と言う話だと思う。この検討会は、住所で将来を考えていこうって話をしているわけです。では、やはり基本は整理した方がいいよねというのはベースになるはずです。その上で、整理に向けてどういう風に考えていくのかという話からすると、やはり

どこかで、今回検討会で提案され了承されたガイドラインが、本当にそれでよかったのかということはどこかで実証実験するというのは当然だと思う。なので、実際に住所表記の変更はまで行ってほしいし、市として、このガイドラインは将来の福知山市の市政にとって必要なものだという位置付けがあるだろうと僕は思っていますが、ガイドラインにはそれがあまり書かれてない。住所は大事なことなので整理する必要性があるという前提で、ただ色々な諸事情があるので急には進められないという風な、ある意味言い訳というか、どれぐらいのスパンでやっていくかっていうことをその後に書いていくっていうものではないだろうか。それがこのガイドラインでは見えてこない。こんな問題があつてという風に状況の説明はあるのですが。こういう風にやった方がいいよ、やった方がいいんじゃないかということも、言葉の表現は任せますが、それでもやはりこういうメリット、デメリットがあつて、それでアンケートの結果はこうなのだというそういった後半の書きはこれで全然いいと思うのですが、前半の部分が見えてこない。福知山市として、市全体、市政を考えた上でというものをどう位置付けておくのかというのを明確に書いてもよいのではという風に思いました。

それからもう1つは、仮に実証実験をするにして、その区域の決め方っていうのは、できるだけ小さい方がいいという話があつて、やりやすいというか、ある。そんなに長い期間をかけなくても実質的にできるっていうことがちょっと、できるだけコンパクトなエリア設定がいいと思いますが、それって自治会とか行政区の中で1番小さなものでいうと大きな道路で囲まれた1つのブロックですか。ワンブロックで実施できるでしょうか。まずは、ワンブロックをやってみて、その市民の反応を見て、それが現実にできるのだったらそれが1番いいのかなと思います。最もコンパクトなもので今のイメージは何かありますか。

委員： さっきの駅前町の話で言うと、四角く切り取られた範囲がある。駅前商店街から信金の手前までのところ。そこは自治会も跨がってなくて、1つの自治会の中にあつて、それでデメリットが実際にある状態で、住所が変わった方が利便性の高まる可能性が高い。

委員： もしくは、1つの行政区の中のこの1列だけというパターンも考えられると思います。

事務局： そういったところの方が、お声かけしやすいかなと思います。

委員： では、本当に小さなワンブロック単位という可能性もあるということですね。

事務局： そうですね。場合によっては、その自治会の一部だけについて住所表記が複数あるという状態はあるかと思います。そのため、ワンブロックもあり得ると思います。

委員： 行政はどっち向いてるかってのがよく分からない。特に第1章2に方針が書いてあるが、「当面は全市的な住所表記の変更は行わない」と書いてあつて、この1発で、やる気が見えない。ニーズ調査とか、デメリットとメリットがありますよということがずっと書いてあつて、これが方針かなって思うのですが。

事務局： 全市的な話で言うと、どうしてもこういう書きぶりにはなるのですが、実際には、待っているだけでは何も進まないと思いますので、そういった街区単位であれば、割と合意を整えやすいということもあると思いますので、まずはお声掛けをさせていただいて、そこで要件が整えば実施ということはあると思います。

委員： それが適切な時期の見直しに繋がるということですね。

委員： そこで実際に実施をして、課題もあるでしょうが、案外いけるってなるかもしれません。

事務局： 全市一括に、一度にやりますということを、やりませんという意味で書かせてもらっている。

委員： その表現について、全市一括でやらないっていうのも、それも手法の1つのことを言っているだけであって、福知山市として将来を見据えた場合に、やはりこの住所の混乱した状況っていうのは、決してこれでいいとは思っていないわけですよ。だから、これを改善していく方向で進めるということ、しっかりと宣言してほしいですね。

委員： 関係課とは協議されていますか。どの部署と協議されていますか。

事務局： まず、住民票を扱っている市民課、都市・交通課、総務課、固定資産税の関係で税務課、土地の関係で用地課です。今のところは関係が深い部署ということで関係課としています。

事務局： 開発の関係については都市・交通課の関りが深いです。人が住む前に整理された方がいいということはあると思いますが、要件については別に定めるということにしています。

委員： 弱い立場の人にも声かけた方がよいと思います。独居老人も多いので、それに関係することを誰かが伝えないと。

委員： 住所を変えるということは、手続きがとても大変で、市民に与える影響も大きいと思います。本来だったら、それこそ総合計画に載るのか、都市計画のマスタープランに載るのか、というレベルのことをやっていると思います。なので、そのレベルでしっかり位置付けて、手法としてこういう手法があって、なかなか難しいですが少しずつ進めていきます、というようなイメージだと思っています。だから、どこまで話を持っていくかということは、他の委員もおっしゃったように、庁内でもほとんどの部署と連携しながらやっていかないと、恐らくやっていけないと思います。各部署のマスタープランがあると思うのですが、その中に、この住所変更というのが載るのだろうと思っています。そのあたりとの整理も含めて、やはり最初の方針の部分については、前半の部分がもっと書かれているべきだとは思いますが。

委員： そうなると、脇の方でやっているという気分ではなくなりますが、そもそも脇の方でやる作業では、これはできないでしょう。

事務局： 今のところは、正直そこまで至っていない。調整はもちろんしていますし、ただ、載せたいなと思っていても担当がまだないと思う中で、今はそうしますとも

言いられない。もちろん、そういう意見、そういうことをする必要があるのでという
ことで、また協議は続いていくと思う。

委員： あるレベルのところでは位置付けられているような取り組みである、ということは市民にとっても、もしかしたら1つの実証実験が終わってからでもいいとは思
います。

委員： 3ページの真ん中に、調査から得られた具体的に今回住所変更をしなければい
けない市民の方の理由というものがあり、それが動機にもなると思います。そし
て4ページの真ん中あたりに、地域によっては配送などの不便さなどから変更の
比率が高い地域があるという文言があります。特に、ニーズが高いところでは、
どんなところに困っているのかというのが、もう少し正確に掘り下げて書いても
いいのではないかと思います。具体的にどんなことがあるのかは、3ページを見
ればわかるのですが、合意形成もなかなか複雑になると思います。場合によっ
ては合意形成が得られないケースも出てくると思いますが、やはり変更すること
に関して、あまりこう乗り気じゃない人や困ってない人が、こういう理由ならばし
っかり考えてあげないといけないね、ということをテキストを読みながら理解し
ていただくことが、合意形成を進めていく上では私は結構大事だと思ってお
ります。

この4ページのところは、配送などの不便さというのは恐らくインターネット
で郵便番号と住所がズレるという話で、見る人が見れば別にそれぐらいのことは
不便ではないと思う人もいるかもしれない。なので、ニーズが高いところだから
こそ出てきている意見をここでは正確に書いておいていただくと、実際に合意形
成をする時にも理解を得やすいのかなと思います。配送などの不便さ以外にも、
とりわけニーズが高かったところから出た意見があれば教えていただきたいです。
また、可能なら書いていただきたいと思います。

事務局： やはり市外の事業者とのやりとりでいいますと、何か住所を登録するときに、
郵便番号の検索結果の表記を正しい住所と捉えられてしまうことでしょうか。本
来は字名が正しいにもかかわらず、検索結果の表記が正しい住所であると誤解さ
れるということはあると思います。

また、どの手続きでどの住所を使用したか分からなくなる。

あと、本人確認が必要な手続き、例えばクレジットカードの受け取りにおいて、
荷物の受け取りが実際にできなかったという意見もアンケートでは見られまし
た。そういったところが解消されることは、変えるメリットになると思います。

委員： 分かりました。それらは、今困っていない人にも、こういう人がいるんだよ
ということを分かってもらえるようにできればこの話を書きいただきますとい
いかなと思います。

委員： これは土地家屋調査士に聞いた方がいいのかもしれないですが、5ページに「別
の問題が発生する恐れがあります」と、なんか怖い文言が書いてあるのですが、
別の問題とはどんな問題でしょうか。

委員：住所の問題だけではなく、例えば今の地籍調査とは少し異なるのですが、50年前にあった地籍調査で、山地番と耕地番が同じ字と地番が付いていました。例えば字天田30番があって、山にも字天田30番がある。その例では地目で分けたことによって元々の大字の堺が分からなくなったというような問題があったりする。それは今法務局の事業で一旦は解消しましたが、こういう事業もありました。

あとは区画整理事業。区画整理をするときに範囲を決めますが、その範囲の境では、その時の調査不足で地番の漏れがあったり、処理のミスがあったりする。

また、昔の地籍調査では、これは全国規模のことですが、処理がかなりおかしなことになっている場合がある。例えば道路内に地番がついていて、調査で遡っていったときに、おかしなことになっていて、是正していこうとしてもなかなか難しいところがあって、それにさらに町名変更がかかってくると、町名を元に戻すなんてできないと思います。錯誤という手法がありますが、錯誤は昔に戻って元々違っていたということで元に戻さないといけないとき、町名が変わる前の町名に戻さないといけないということになれば、現実的には不可能になってくる。あるはずの土地が無くなっているということも起こってくる。

そういうことから、町名変更という手法は、調査士の立場では、まずどんな問題が伴うか分からないようなものを変えようと言っているようなもの。そういう意味では、住居表示でやっていただきたいというのが意見です。

委員：そうですか。そうすると、文章として「別の問題が発生する恐れがあります」というのは結構怖いことなので、なぜと思った次第です。詳しい話を聞くと、割と根深い問題があって非常に複雑だなという風に感じました。

委員：ただ内容が専門的というか、難しすぎるので、これを市民に分かりやすく説明するというのも、なかなか難しいことだと思います。

委員：そういう趣旨で書かれているということで、分かりました。

委員：境界立会をせずに勝手につけたりしているが、今の地籍調査は精度も高いのでそういった問題は起きてこない。

委員：住所表記の変更については、こういった調査が終わっているところから始める方がいいと思う。地籍調査を待っていたらあと何十年も待たないといけないという課題もあると思いますので。

委員：スケジュール的には、今回実証実験みたいな仮にやるとしても、今問題を抱えてる地域、第1回検討会で字天田の位置図があって、このあたりが問題があるという区域がありましたけど、あの辺りを全部解消するというのは、大きなスケジュールを見据えると、それこそ10年スパンになると思う。その地籍調査もありますのではっきり何年かかるということも言いづらいでしょうか。

委員：100年スパンでは、さすがにそれは違うでしょう、ということになるので、妥当なもので10年スパンの話。10年、20年というスパンで考えていかないと。

委員：ボタン押したら変わる、コンピューターで打ち直したら変わる、と言う風に思っておられたら、それは違いますよということもガイドラインの中にもう少し書

いておいた方がよいかと思います。このくらい大変だということはいっぱい書いてありますが、そうではなくて、こういう手続きにおおよそこれくらいの期間がかかりますという風に、1つずつ変更していくにあたっての手続きのスケジュールが、ガイドラインを見ても、やっぱり手続きの一覧だけになっていて全く見えてこない。時間軸のようなものをどこに書いてあってもいいのかなとは思いました。

委員：今の技術なら宇宙から撮った写真で位置を特定するような、そういう時代が来ればいいなと思ったりもする。住所自体の概念が100年スパンの話をするとういう時代の話になるかもしれないですが、恐らく10年スパンでは多分変わることはないでしょう。

3 報告事項

事務局：第2回検討会で、他市事例として長野県須坂市の説明させていただいたかと思いますが、福知山市の住所表記の変更については、ガイドラインで整理をしていますが、やはり住所と郵便番号検索で出てくる町名について、それらの関係性が分かりにくいということがアンケートの中でもありました。資料3は、郵便局と調整をして福知山市のホームページに掲載を予定している内容です。
(資料3を読み上げ)

報告事項及び全体を通して質疑応答

委員：基本的な質問に戻りますが、住所表記変更した場合、郵便番号のこの問題に関しては、全て解決できるということですか。

事務局：どういう区域でやるのかにもよると思います。

委員：解決しない区域や解決できない区域もあり得るということですか。

事務局：別の問題があると思っています。行政区は割と道の向かい合わせがあったりして隣の家と違う場合があり、必ずしも行政区と街区が一致していないところがある。その場合は別の問題として、コミュニティとの問題が出てくるかもしれない。

委員：このガイドラインに、荷物が正しく届かないといったことが問題意識としてあって、それが解決できるという風に書いてあると、そう思ってしまう。それが実際にやっても解決できないなら、それは違うなど。目的が達成できなかったらいやだと思います。

事務局：そういったことも含めて、実施手法については向き不向きがあると思う。そういった意味で、最善の方法を取らせてもらいたいと思っている。

委員：だから住居表示の実施の道も残しておく、ということになるのか。でも、住居表示の実施は、京都市がなぜ行わないかということ、やはり長年使った名前を消すということに非常に抵抗が強いということがあるから。

事務局： 住居表示は特に、今住んでいる人にも一定の表示が必要で、立て替えたなら付け直してもらうことも必要になる。そういうことも伴いますので、まずはそのご理解をいただくという前提があつての話だと思います。どちらの手法をとってもよいと思っていますが。

委員： 行政がやりやすい方法としては、町界町名変更として、各市町村の行政上の必要性がある場合と決まっているので、必要性がある場合ということで、それを相談していく中で、考えられたらどうかという気がします。

委員： もっといろんな方法があつていいと思うのですが、2つしかない。

委員： 将来の話をする、本当にドローンというのは冗談交じりと言いましたが、でも国はそういう流れです。恐らく郵便とかそういうものっていうのは、今の運び方ではない運び方で考えます。その時にどういうデータを入れるかっていう話だと思います。それはもしかすると、郵便局は郵便局の配送のシステムみたいなものが出来上がるのだと思います。だから、それと完全にこの町名が、行政面から住所表記が完全に一致するというのは多分無理だと思います。だから、そこはもう諦めるしかないと思います。

運送の話は、もしかしたら違う次元で話が決まっていくような気もします。宇宙から見て、GPSで座標をとってといったような世界になるかもしれません。今のなんかこう、郵便番号を書くというのは時代遅れでしょう。

委員： 今回検討させていただいたことは、基本的に市民ニーズから要望に基づいて出てきているものですが、今回のこういう住所表記を変更することが、今後ITを活用した新たな行政サービスを提供しやすくなるか、そういうものの構築に繋がるとか、そういったビジョンがあれば、市民の方もより理解しやすいかなと思います。ガイドラインに直接書く必要はないと思いますが、住所表記の変更を行うことが行政サービスの向上にも繋がるといった市民の方の住みやすさにつながるというような話は、もう少し前段の方で私も何か問題提起をしておいた方がよかったかなと思いました。あくまで参考の意見です。

事務局： 委員の皆様からそういうご意見をいただいたっていうことを踏まえて、これはなかったことにするわけにはもちろんありませんし、やっていくという決意でやってきています。

委員： 個別の相談は、個別の相談でまた別途あるということですね。そういったご意見をいただいたということで、お預かりしたということでもいいですね。駅前町のことです。まずは小さい範囲でやっていこうという話でしたから、ある程度の方角性を言っていたかかないと、何のために検討会に貴重な時間を割いたかわかりませんよ。

事務局： ガイドラインを見ていただいて、それならまずやってみたらいいのではないかなという提案をいただきました。また、やってみるのであればということで具体的な地域も挙げていただいたので、調整していく方向にはしたいと思っています。それは、そのつもりで挑んでいるということでご理解いただければと思います。

3 閉会

事務局：今年度、3回にわたりましてご協力いただきまして、大変ありがとうございました。なかなかこういった課題を議論しているほかの自治体の事例もない中で、私たちも手探りでさせていただきました。委員の皆様にもご迷惑をおかけしたかと思えます。ただ、色々ご意見いただいたおかげで、今日お見せいただいても、まだ見えないところもあるというご指摘もいただきました。そういったことも踏まえまして、委員さんがおっしゃっていただいたように、具体的なご提案をいただきましたので、1つ1つ実現できるようにしていきたいと思っておりますし、ガイドラインにつきましても、改めて直すべきところは直します。

委員の皆様には後で情報提供という形にはなるとは思いますが、また共有はさせていただきたいと思えます。本日で検討会は終了となりますけれども、引き続き見守っていただくなり、ご意見いただくことがあればと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。これで閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。